

令和7年度での見直し(解除)について

- ・ 令和6年度の見直し(解除)状況(前回委員会振り返り)
- ・ 令和7年度の主要渋滞箇所モニタリング結果
- ・ 令和7年度での見直し(解除)フローの適用状況
- ・ 渋滞改善の見込まれる事業が実施された箇所について
- ・ 見直し(解除)の検討結果
- ・ 【参考】主要渋滞箇所のモニタリング方法について

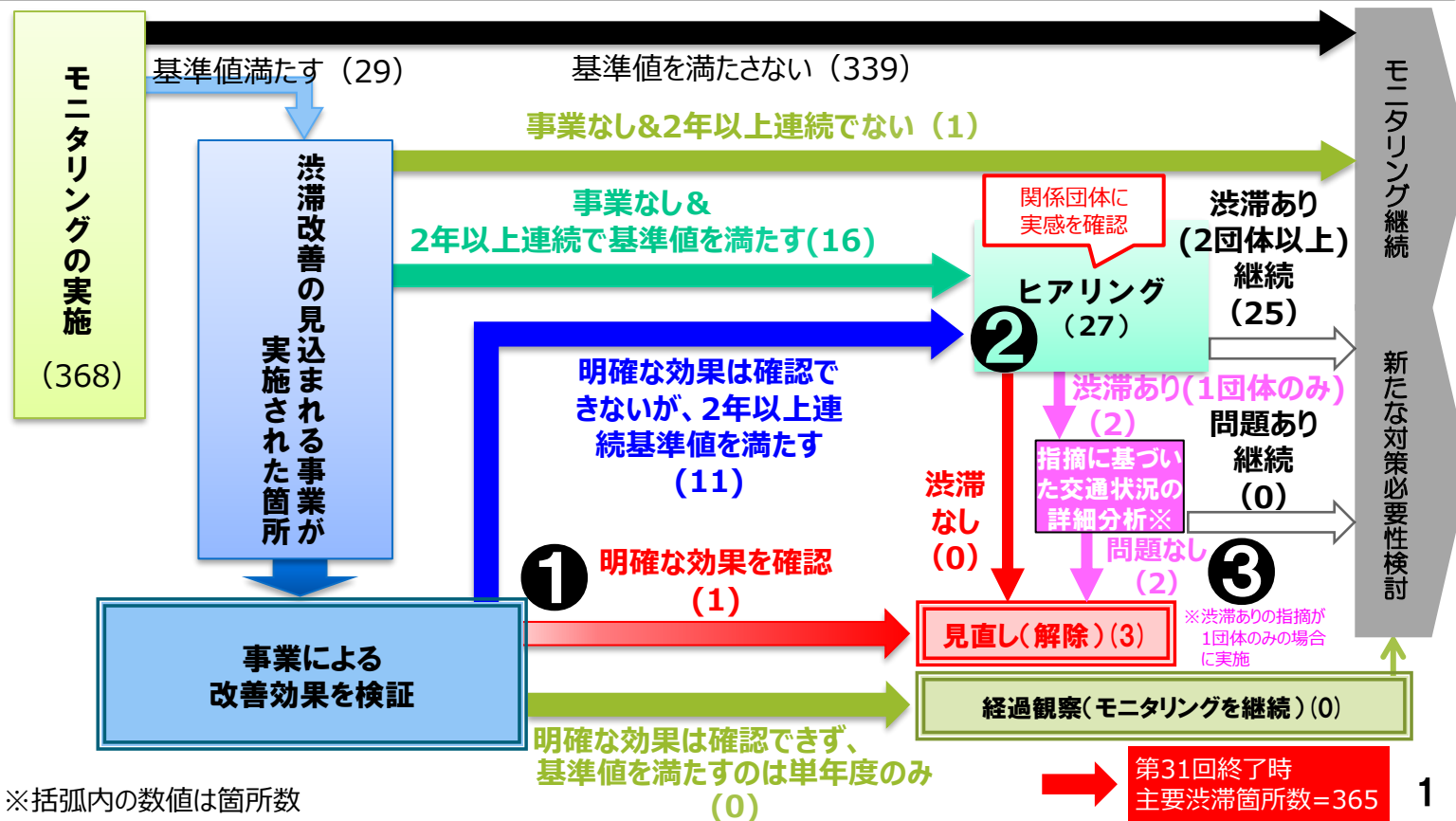
令和7年8月22日(金)

4-1 令和6年度の見直し(解除)状況(前回委員会振り返り)

○前回委員会では、以下の点を確認した。

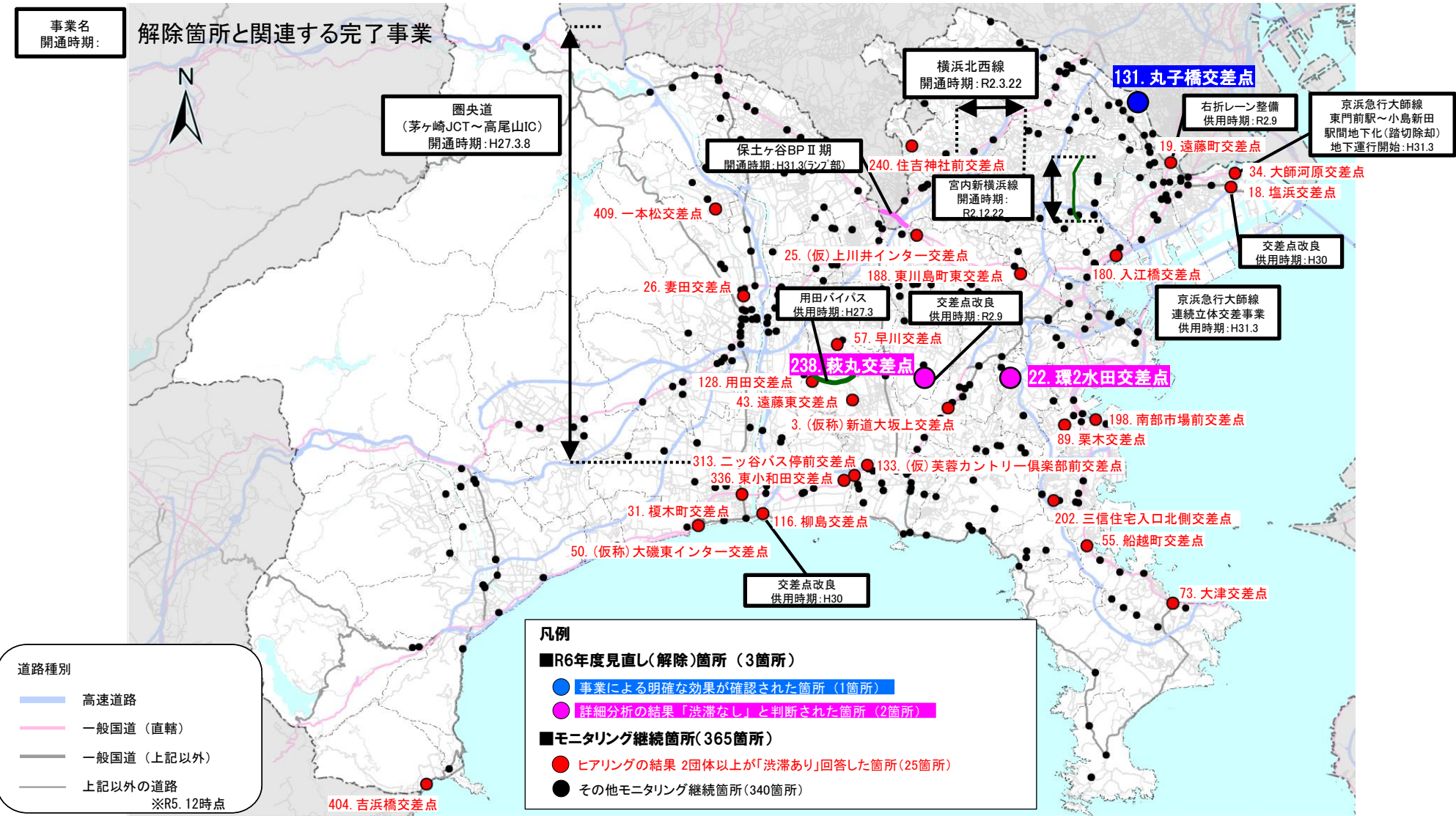
- ① モニタリングの基準値を満たし、事業による改善効果が確認された1箇所を解除する。(①)
- ② 2年連続でモニタリングの基準値を満たすものの、その理由が不明確な27箇所(対策事業なし、あるいは事業による明確な効果が確認できない)は、関係機関にヒアリングを実施。(②)
- ③ ヒアリングの渋滞指摘が1団体と少なく、指摘に基づく詳細分析の結果から、渋滞が確認できなかった2箇所を解除する。(③)

■ 主要渋滞箇所
見直し（解除）フロー
適用結果・見直し候補箇所
（第31回終了時）



4-1 令和6年度の見直し(解除)状況(前回委員会振り返り)

○令和6年度に見直し(解除)となった3箇所を除く計365箇所について、最新データ(R6.1~12)によるモニタリングを行い、見直し(解除)継続する方針となった。



4 令和7年度での見直し(解除)について

4-2 令和7年度の主要渋滞箇所モニタリング結果

- 主要渋滞箇所365箇所について、最新のプローブデータ(R6.1～12)でモニタリングを行った結果、基準値を満たしている(改善された)箇所を24箇所確認。
- 最新データで経年変化を確認していくとともに基準値を満たしている箇所については、要因分析を実施。

一般道の主要渋滞箇所 (365箇所)

最新データで
基準値を満たしていない箇所
(341箇所)

最新データで
基準値を満たしている箇所
(24箇所：対策済箇所は11箇所)

■モニタリングの指標

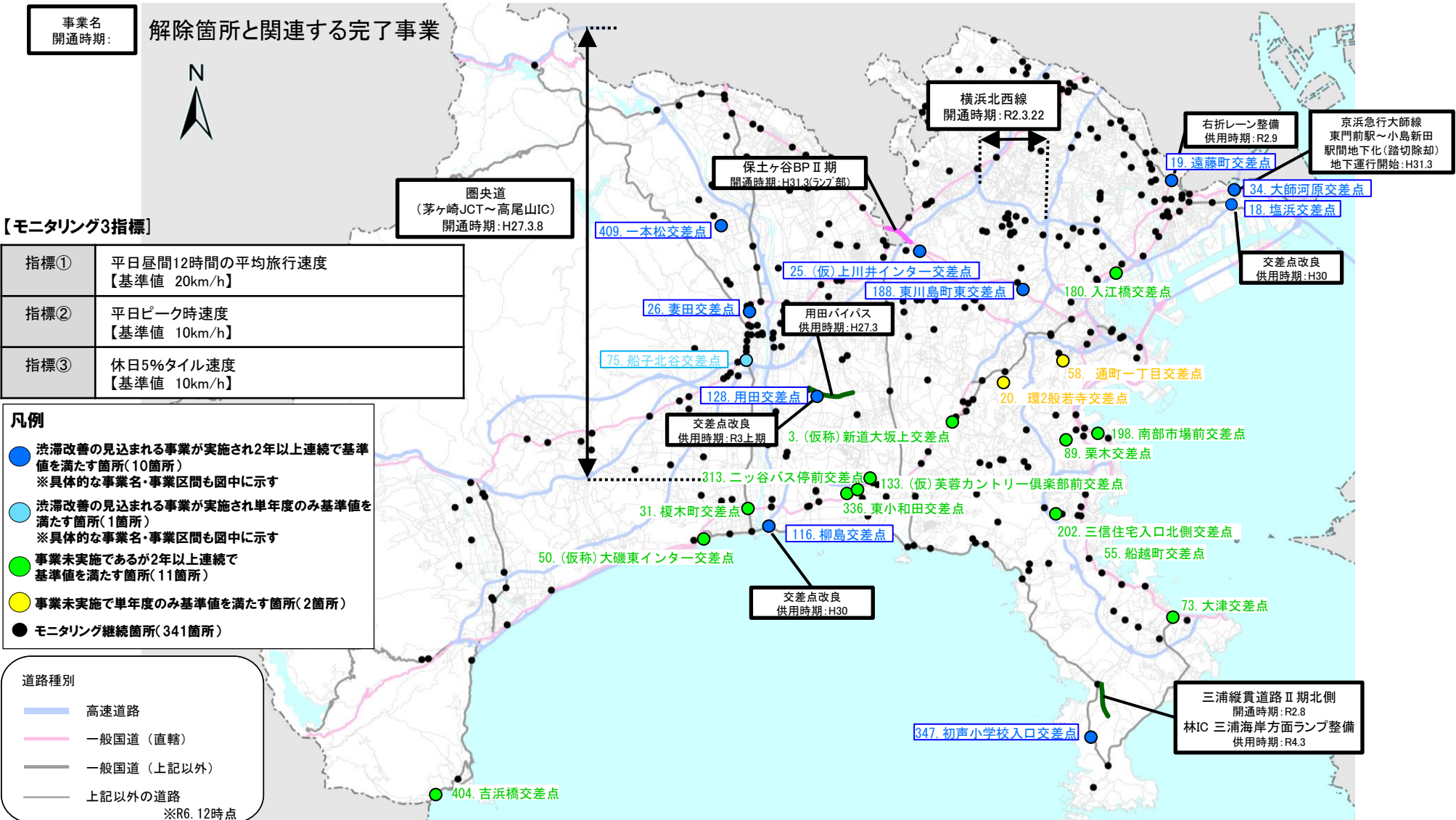
指標①	平日昼間12時間の平均旅行速度 【基準値 20km/h】
指標②	平日ピーク時速度 【基準値 10km/h】
指標③	休日5%タイル速度 【基準値 10km/h】

※ 最新データで基準値を満たしていない箇所(341箇所)とは、指標①～③のいずれかの基準値を満たしていない箇所。

4 令和7年度での見直し(解除)について

4-2 令和7年度の主要渋滞箇所モニタリング結果

○最新のプローブデータ(R6.1~12)で基準値を満たしている箇所は24箇所。
○渋滞改善の見込まれる事業が実施され2年以上連続した基準値を満たす箇所(10箇所)、事業未実施であるが2年以上連続して基準値を満たす箇所(11箇所)の計21箇所について、見直し(解除)・経過観察・ヒアリングいずれかの対応方針の検討を行う。



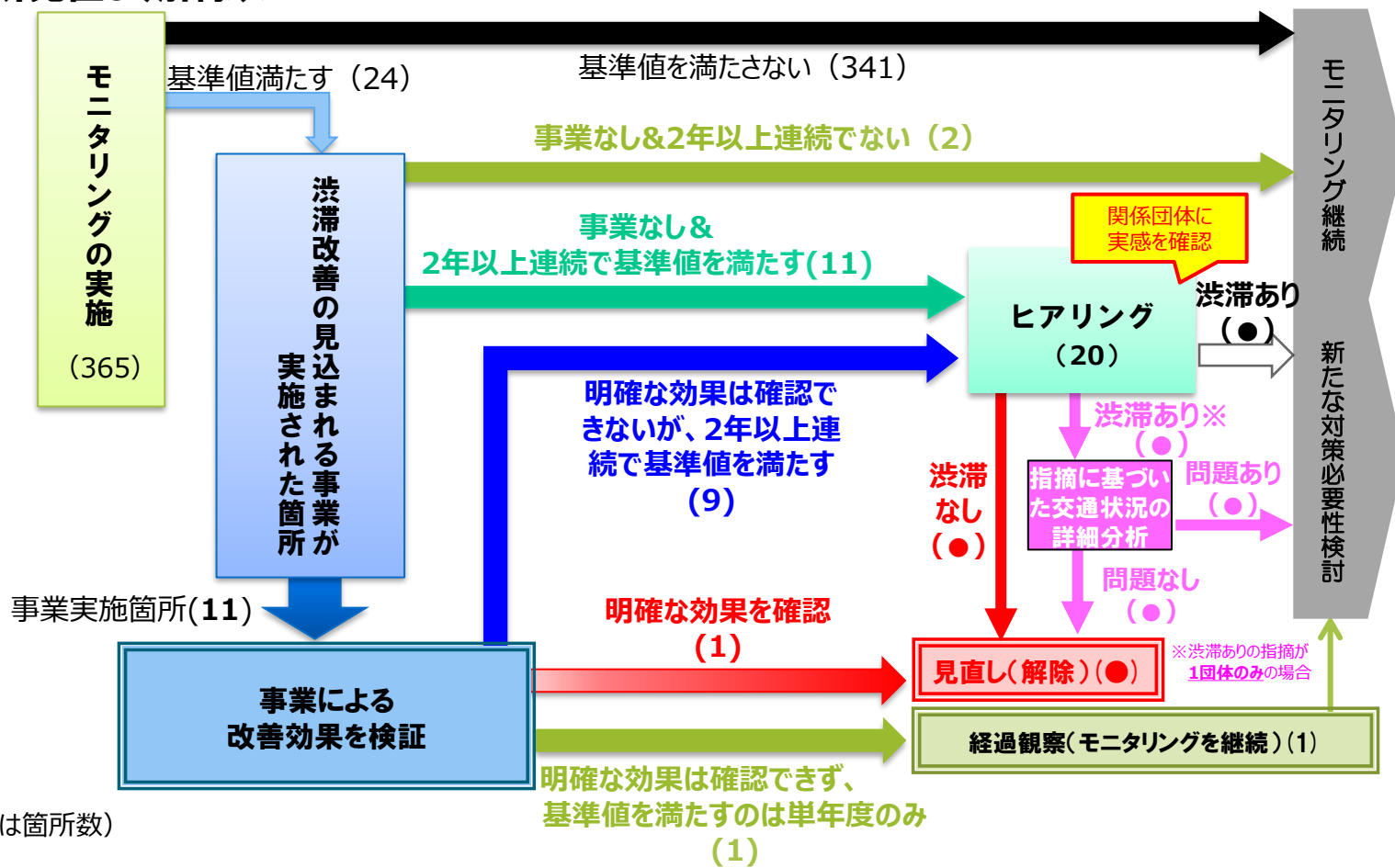
4 令和7年度での見直し(解除)について

4-3 令和7年度での見直し(解除)フローの適用状況

○主要渋滞箇所の見直し(解除)は、前回委員会までに下記の方針とすることを確認済。

- ①対策事業が実施された箇所で、直接的な事業やバイパス事業で明確な効果が確認された場合は解除する。
- ②その他の事業箇所は、基準値を単年のみ満たす場合は経過観察、2年連続で満たす場合はヒアリングする。
また、対策事業を実施していない箇所で、2年連続で基準値を満たす場合は、道路利用者等へのヒアリングで、効果と改善理由を確認して解除する(ヒアリングは、自治体や各協会等を対象に実施)。

■主要渋滞箇所見直し(解除)フロー



4 令和7年度での見直し(解除)について

4-3 令和7年度での見直し(解除)フローの適用状況(解除候補箇所)

○対策事業が完了し、事業実施の効果によって指標の基準値を上回ったと想定される下記1箇所は、速度状況等の検証を実施し、対応方針を検討した。

No	箇所名	路線名	事業実施状況	モニタリングによる検証	対応の方針	対応方針の理由
347	はっせしょうがっこういりぐち 初声小学校入口交差点	一般国道134号	三浦縦貫道路Ⅱ期北側整備 (R2.8) (都)西海岸線 道路新設2車線化 林IC 三浦海岸方面ランプ整備 (R4.3)	対策実施後2年連続で基準値を満たす	見直し (解除)	三浦縦貫道路北側整備【R2.8完了】+林IC 三浦海岸方面ランプ整備【R4.3完了】によって対策前後で休日の速度向上を確認したため、見直し(解除)が妥当。

明確な
効果を確認

4 令和7年度での見直し(解除)について

4-3 令和7年度での見直し(解除)フローの適用状況(経過観察箇所)

○対策事業が実施及び未実施で、基準値を満たすのは単年である3箇所は経過観察とし、次年度以降のモニタリング結果により見直し(解除)を判断する。

No	箇所名	路線名	事業実施状況	モニタリングによる検証	対応の方針	対応方針の理由
20	かんにはんにやじ 環2般若寺交差点	横浜伊勢原	未実施	基準値を 満たすのは 単年のみ	経過観察 (モニタリング 継続)	対策事業が実施されておらず、基準値を満たすのは単年であることから、経過観察とし、モニタリングを継続することが妥当。
58	とおりちょういっちょうめ 通町一丁目交差点	横浜鎌倉				
75	ふなこきたや 船子北谷交差点	一般国道129号	一般国道468号首都圏中央連絡自動車道(海老名～厚木)			対策事業が実施されているが、基準値を満たすのは単年であることから、経過観察とし、モニタリングを継続することが妥当。

事業なし
&2年以上
連続でない
(2)

明確な効果は確認できず、基準値を満たすのは単年度のみ(1)

4 令和7年度での見直し(解除)について

4-3 令和7年度での見直し(解除)フローの適用状況(ヒアリング対象箇所①・対策事業完了)

- 対策事業は完了しているものの明確な効果は確認できず、2年以上連続で基準値を満たす9箇所について、見直し(解除)フローに従い、道路利用者へのヒアリングを実施し、見直し(解除)の検討を行う。
- 速度状況の検証結果は参考資料に整理する。

No	箇所名	路線名	事業実施状況	モニタリングによる検証	対応の方針	対応方針の理由
18	しおはま 塩浜交差点	一般国道132号	交差点改良(H30)	2年以上連続で基準値を満たす	ヒアリング	2年以上連続で基準を満たしているものの、事業実施から日が経っている等の理由から事業による明確な効果とは判断できないため、道路利用者等へのヒアリングにより、渋滞有無を確認した上で見直し(解除)を判断することが妥当と判断。
19	えんどうちょう 遠藤町交差点	一般国道1号	交差点改良(R2.9)			
25	かみかわい (仮称)上川井インター交差点	一般国道16号	一般国道16号保土ヶ谷バイパス(Ⅱ期)(H31.3) 上りオフランプ部拡幅整備 八王子街道拡幅整備			
26	つまだ 妻田交差点	一般国道246号	圏央道(海老名～厚木)(H27.3)			
34	だいしがわら 大師河原交差点	一般国道409号	京浜急行大師線 東門前駅～小島新田駅間地下化(踏切除却)(H31.3)			
116	やなぎしま 柳島交差点	一般国道134号	交差点改良(左折レーン設置)(H30)			
128	ようだ 用田交差点	藤沢厚木	用田バイパス 道路新設4車線(H27.3) 右折レーン設置(交通安全系)(R3上期)			
188	ひがしかわしまちようひがし 東川島町東交差点	一般国道16号	横浜北西線(R2.3)			
409	いっぽんまつ 一本松交差点	相模原大磯	圏央道(愛川～八王子)(H26.6)			

明確な効果は確認できないが、2年以上連続で基準値を満たす(9)

4 令和7年度での見直し(解除)について

4-3 令和7年度での見直し(解除)フローの適用状況(ヒアリング対象箇所②・対策事業未実施)

- 事業が未実施にも関わらず2年以上連続で基準値を満たす11箇所について、見直し(解除)フローに従い、道路利用者へのヒアリングを実施し、見直し(解除)の検討を行う。
- 速度状況の検証結果は参考資料に整理する。

No	箇所名	路線名	事業実施状況	モニタリングによる検証	対応の方針	対応方針の理由
3	しんどうおおさかうえ (仮称)新道大坂上交差点	一般国道1号	未実施	2年以上連続で基準値を満たす	ヒアリング	2年以上連続で基準を満たしているもの対策事業は実施されておらず、改善理由が明確でないことから、道路利用者等へのヒアリングにより、渋滞有無を確認した上で見直し(解除)を判断することが妥当と判断。
50	おおいそひがし (仮称)大磯東インター交差点	一般国道134号				
73	おおつ 大津交差点	一般国道134号				
89	くりき 栗木交差点	環状3号線				
133	ふよう (仮称)芙蓉カントリー倶楽部前交差点	藤沢厚木				
180	いりえばし 入江橋交差点	一般国道15号				
198	なんぶしじょうまえ 南部市場前交差点	一般国道357号				
202	さんしんじゅうたくいりぐち 三信住宅入口北側交差点	原宿六ツ浦				
313	ふたつや 二ツ谷バス停前交差点	一般国道1号				
336	ひがしこわだ 東小和田交差点	一般国道1号				
404	よしはまばし 吉浜橋交差点	一般国道135号				

事業なし&
2年以上連続で基準値を満たす
(11)

4 令和7年度での見直し(解除)について

4-4 渋滞改善の見込まれる事業が実施された箇所について

■旅行速度状況

- 最新データによるモニタリングでは、評価区間の見直し及び対策事業により、3指標が2年連続で基準値を満たす。
- 平日の時間帯別速度をみると、特定時から大きな速度変化はみられず、下りの交差点付近で生じている速度低下は、下流側の交差点がボトルネックであることが推察される。
- 休日は交差点直近で速度低下がみられるが、区間全体では特定時から大きな変化はみられない。

はっせしょうがっこういりぐち

初声小学校入口交差点

→見直し(解除)

みうらしはっせまち
〈位置図: 三浦市初声町〉



347. 初声小学校入口交差点

○国道134号の速度変化(平日)

特定時
H23.4~H24.3

最新データ
R6.1~12

上り

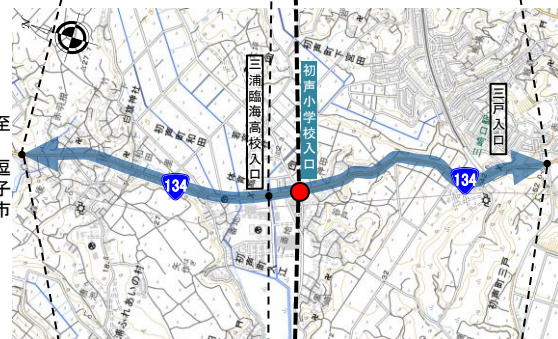


● 主要渋滞箇所

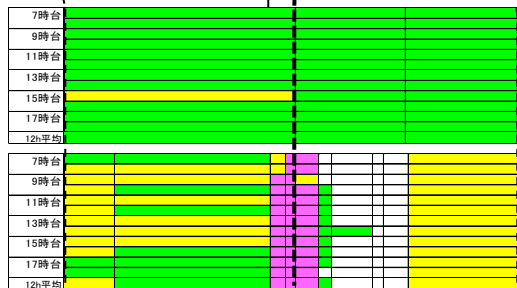
下り

特定時
H23.4~H24.3

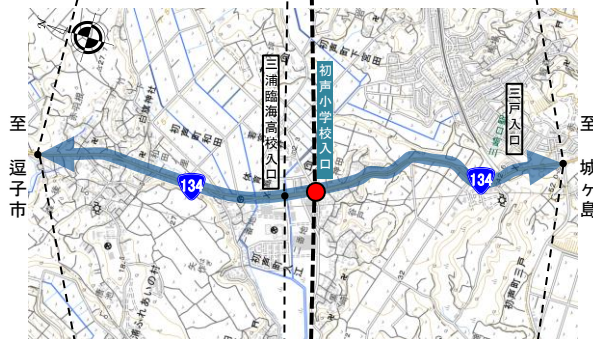
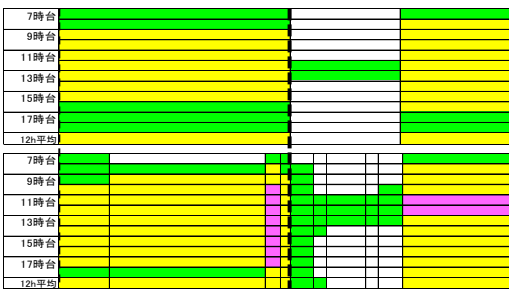
最新データ
R6.1~12



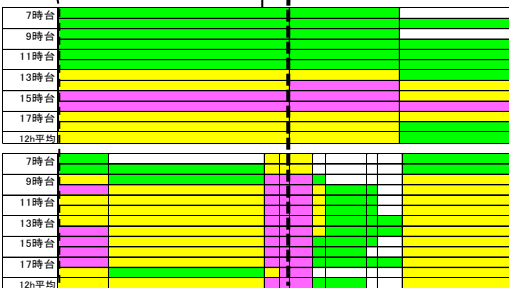
上図は国土地理院の電子国土Webシステムから提供されたものである



○国道134号の速度変化(休日)

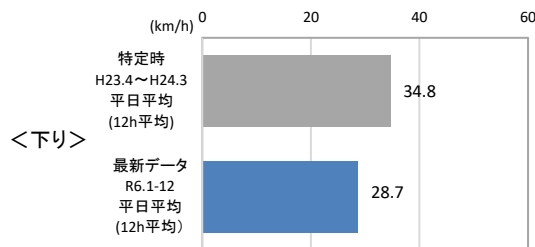
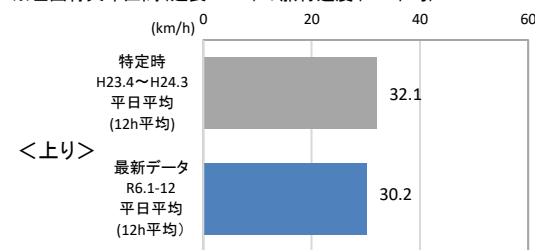


上図は国土地理院の電子国土Webシステムから提供されたものである

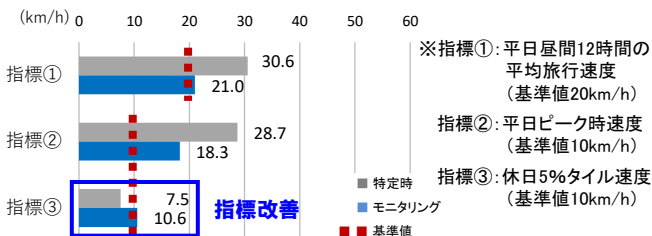


○国道134号の旅行速度(平日)

※左図青矢印区間(延長1.7km)の旅行速度(12h平均)



○モニタリング指標(特定時・最新年)



→最新のモニタリングではすべての指標で基準値をクリア

※令和4年に評価区間の見直しを実施(評価区間長が200m以上となるように設定)

出典:【特定時】プローブデータ(H23.4~H24.3平日)、【最新データ】ETC2.0プローブデータ(R6.1~12平日)

4 令和7年度での見直し(解除)について

4-4 渋滞改善の見込まれる事業が実施された箇所について

■事業実施前後の旅行速度状況

- 初声小学校入口交差点付近では、「三浦縦貫道路 林IC 三浦海岸方面ランプ整備」が令和4年3月末に事業が完了し、国道134号を南下する車両が三浦縦貫道路を利用できるようになり、最新のモニタリング指標を見ると、すべての方向においてモニタリング指標が基準値を上回る状況。
- 国道134号上りにおいては、事業完了の翌年から指標③が基準値を上回っており、対策事業の効果が発現。

はっせしょうがっこういりぐち

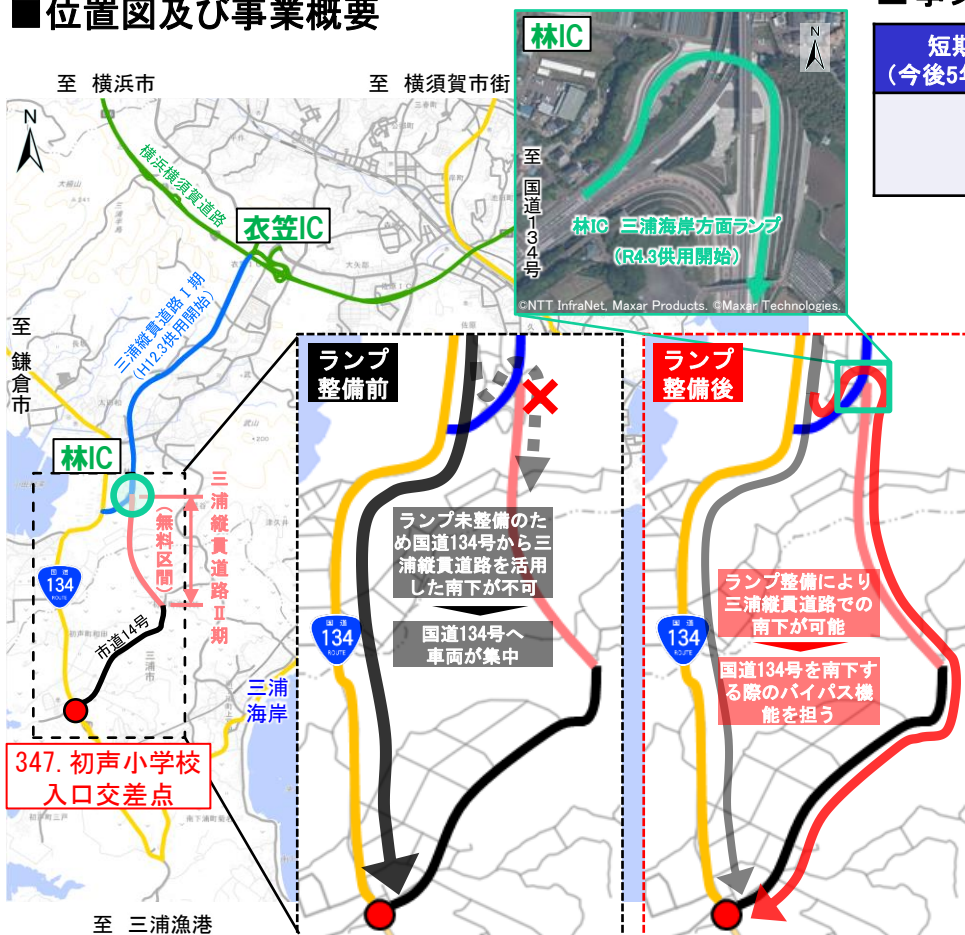
初声小学校入口交差点
→見直し(解除)

みうらしはっせまち
〈位置図: 三浦市初声町〉



347. 初声小学校入口交差点

■位置図及び事業概要

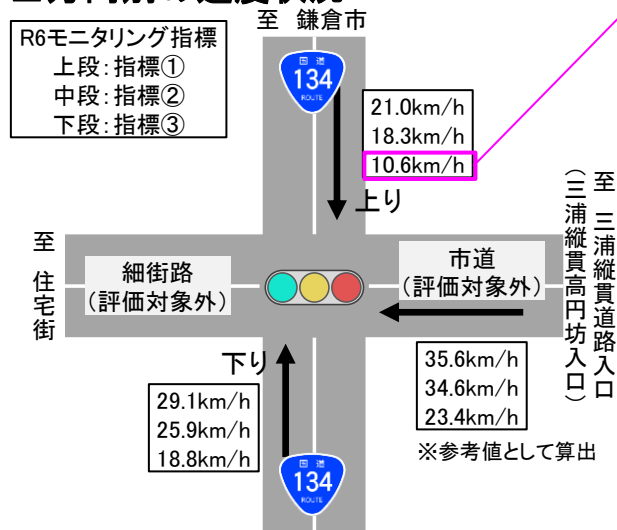


■事業進捗状況

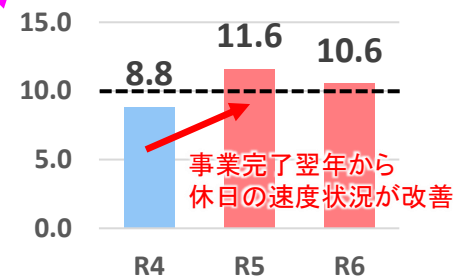
短期的な対策 (今後5年以内に完了)	中期的な対策 (今後5～10年以内に完了)	長期的な対策 (概ね10年程度に完了)	進捗状況
—	—	三浦縦貫道路Ⅱ期北側整備(R2.8) (都)西海岸線 道路新設2車線化 林IC 三浦海岸方面ランプ整備(R4.3)	事業中 (一部完了)

※赤字:完了事業

■方向別の速度状況



【国道134号上り 指標③の経年変化】



【モニタリング3指標】 至 三崎漁港

指標①	平日昼間12時間の平均旅行速度 【基準値 20km/h】
指標②	平日ピーク時速度 【基準値 10km/h】
指標③	休日5%タイル速度 【基準値 10km/h】

国土地理院の電子国土Webシステムから提供されたものである

4 令和7年度での見直し(解除)について

4-5 主要渋滞箇所の見直し(解除)の検討結果

- はっせしょうがっこういりぐち
- 渋滞改善が見込まれる事業が実施された結果、初声小学校入口交差点のみ明確な改善効果が確認でき、見直し(解除)と判断した。
 - また、事業未実施あるいは明確な事業改善効果が確認できないものの2年以上連続で基準値を満たす計20箇所をヒアリング対象とし、見直し(解除)に向けて引き続き検討を実施する。

【モニタリング3指標】

指標①	平日昼間12時間の平均旅行速度 【基準値 20km/h】
指標②	平日ピーク時速度 【基準値 10km/h】
指標③	休日5%タイル速度 【基準値 10km/h】

【モニタリングの基準値を満たす箇所】

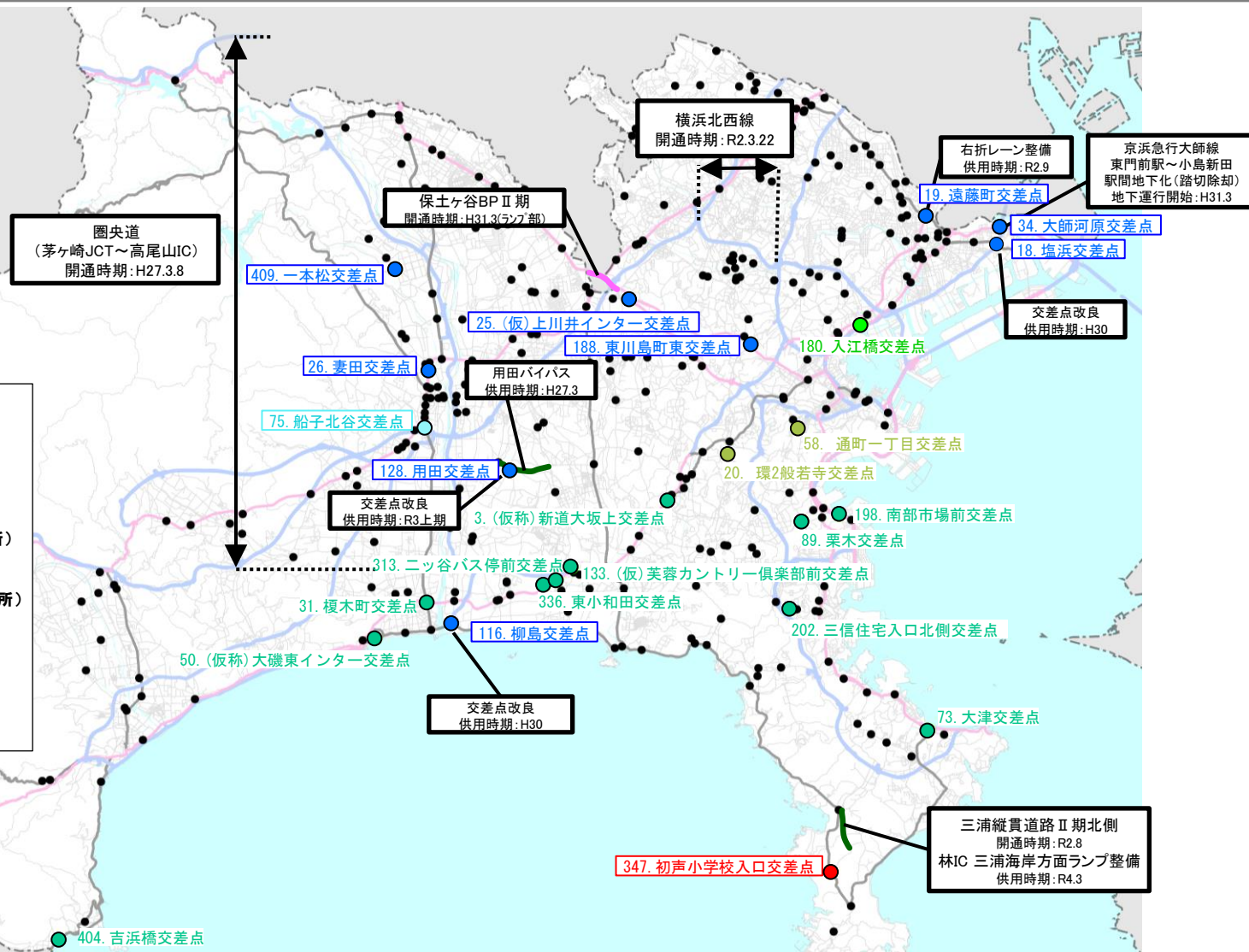
- 事業が完了した箇所(11箇所)
※具体的な事業名・事業区間も図中に示す
- 見直し(解除)箇所(1箇所)
- 経過観察箇所(単年のみ基準満たす)(1箇所)
- ヒアリング対象箇所(2年以上連続基準満たす)(9箇所)
- 事業未実施箇所(13箇所)
- ヒアリング対象箇所(2年以上連続基準満たす)(11箇所)
- 経過観察箇所(単年のみ基準満たす)(2箇所)

【モニタリングの基準値を満たさない箇所】

- モニタリング継続箇所(341箇所)

道路種別

- 高速道路
- 一般国道(直轄)
- 一般国道(上記以外)
- 上記以外の道路



4 令和7年度での見直し(解除)について

【参考】主要渋滞箇所のモニタリング方法について

○県内の主要渋滞箇所は、首都圏渋滞ボトルネック対策協議会において、以下の方法で特定。

- ・一都三県※の統一指標に基づき、交通量や旅行速度データを基に特定(=BN協議会特定箇所)。※東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県
- ・上記以外に、道路利用者が渋滞を実感している箇所を洗い出すため、パブリックコメントを実施。渋滞に関する意見が挙がった箇所について、データによる確認や道路管理者・事業者等の意見を踏まえて特定(=パブコメ追加意見箇所)。

○特定以降、毎年実施しているモニタリング指標①～③の算出方法は以下の通り。

	指標① 【基本的な考え方】 平日昼間12時間平均旅行速度が20km/h以下	指標② 【基本的な考え方】 平日ピーク時旅行速度が10km/h以下	指標③ 【基本的な考え方】 休日昼間12時間5%タイル速度が10km/h以下	備考
BN協議会特定箇所	全流入方向の交通量加重調平均旅行速度 →20km/hを下回る方向があっても、加重調平均で20km/hを上回れば指標に該当しない ※センサス対象外路線を評価対象に含む場合、パブコメ意見箇所の方法にてモニタリングを実施 指標① ≒18.5km/h NG	BN協議会特定箇所とパブコメ意見箇所では算出方法は同様 指標② =8km/h NG	BN協議会特定箇所とパブコメ意見箇所では算出方法は同様 指標③ ≒5km/h NG	■集計区間単位 全国道路・街路交通情勢調査(以下、センサス)における交通調査基本区間単位 ■対象区間 センサス対象道路以上の全流入方向 ※一部市道も含む ■評価区間 交差点直近から200m以上確保する(丁字路などで200mが確保できない場合はこの限りではない)
パブコメ追加意見箇所	各流入方向の平均旅行速度のうち、最も低い速度 →旅行速度が1方向でも20km/hを下回る場合、指標に該当 ※流入交通量の把握が困難な交差点を複数含むため、旅行速度のみの指標を採用 指標① =15km/h NG	方向別に、平日ピーク時速度(最も遅い速度)を算出し、そのうち最も遅い方向の速度	方向別に、休日昼間12時間の時間帯別旅行速度を1年間分積み上げ遅い方から5%目の旅行速度を算出し、そのうち最も遅い方向の速度	■集計区間単位 DRM区間単位 ■対象区間 センサス対象道路以上の全流入方向 ※一部市道も含む ■評価区間 交差点直近から200m以上確保する(丁字路などで200mが確保できない場合はこの限りではない)